

第2章 他法令による配慮

第1節 優良田園住宅の建設の促進に関する法律による配慮規定

優良田園住宅の建設の促進に関する法律

(優良田園住宅の建設の促進についての配慮)

第5条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って土地を認定に係る優良田園住宅の用に供するため農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

〈法令の解説〉

当該規定は、市街化調整区域における開発行為の特例を定めたものではありませんが、事務手続き等が円滑に進むよう適切な配慮を求めたものです。

なお、市街化調整区域における優良田園住宅の建設については、都市計画法第34条第10号に基づいて地区計画を定めることが望ましいとされています。

なお、県内では本計画はありません（平成27年4月現在）。
（計画に関する県の所管：都市整備部住宅課）

第2節 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による配慮規定

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(都市計画法等による処分についての配慮)

第16条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業の実施のため都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

〈法令の解説〉

当該規定についても、前章と同様、市街化調整区域における開発行為の特例を定めたものではありませんが、事務手続き等が円滑に進むよう適切な配慮を求めたものです。

(流通業務総合効率化事業認定についての県の所管：産業労働部
商業・サービス産業支援課)